平成２６年（フ）第３０４号
佐賀県多久市多久町7929番地29、前住所佐賀県杵島郡白石町大字福富1621番地１　フィオーレＫ・Ｂ203号
債務者　エム、ファクトリーこと　松本　博文
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
佐賀県鳥栖市宿町1462番地２　ロイヤルコーポ205
債務者　菊池　裕太
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
福岡県久留米市城島町苧塚1019番地１
債務者　重松　輝昭
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
石川県七尾市後畠町後畠山４番地64、従前の住所石川県七尾市中島町藤瀬はの26番地５
債務者　池永弘樹（旧姓：藤助）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２号
石川県七尾市大野木町ウ部32番地
債務者　田中　義昭
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第３号
兵庫県朝来市多々良木391番地10
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
和歌山市東紺屋町22番地の２　シティプラザ803
債務者　阪本　　巖
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６４号
和歌山市十三番丁30番地　城北市街地1207号
債務者　古本　俊美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６６号
和歌山市六十谷311番地の５
債務者　迫谷　人志
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８０号
和歌山市関戸３丁目３番１号コーポ芦辺202、申立時の住所和歌山市冬野1463番地の７レオパレスソフィアＢ201
債務者　中埜　佳奈（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８２号
和歌山市向191番地　向団地７棟183号
債務者　小川　芳夫
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
北九州市小倉北区下到津２丁目６番12号203号室、住民票上の住所北九州市門司区東新町２丁目９番５号
債務者　山口　夏郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０号
佐賀県藤津郡太良町大字多良9527番地117
債務者　藤　　まり
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８３６号
大阪市天王寺区玉造元町７－10、住民票上の住所大阪市天王寺区東高津町３番28号青山ハイツ50Ｆ
債務者　照井由美こと照井梨予こと　趙　　淑美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２５号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ32―304号
債務者　重津　亘良
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４５号
大阪市生野区巽南３丁目４番22号
債務者　梶本　宗寛
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７０号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目40番17号
債務者　日置　美樹
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部